

# 国民健康保険税に関するお知らせ

今年度の国民健康保険税の税率は、昨年度と同率になります。

☎国保年金課国保賦課係 (☎826-1111 内線2296)

## 平成29年度の保険税率と計算方法

| 区分          | (ア)所得割<br>(所得に対して) | (イ)均等割<br>(1人当たり) | (ウ)平均割<br>(1世帯当たり) | 課税限度額<br>(※) | 説明                             |
|-------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|--------------------------------|
| 国<br>保<br>税 | ①医療分 6.59%         | 20,500円           | 24,900円            | 54万円         | 加入者全員が対象、医療費給付などに充てるもの         |
|             | ②支援分 2.68%         | 7,700円            | 9,300円             | 19万円         | 加入者全員が対象、後期高齢者医療制度を支援するもの      |
|             | ③介護分 2.08%         | 9,000円            | 6,300円             | 16万円         | 40歳～64歳までの加入者が対象、介護保険制度を支援するもの |

※課税限度額とは、市が世帯主に対して課税できる年間の保険税の上限額。

$$\begin{array}{l}
 \text{①医療分} \\
 (\text{ア})\text{基礎控除後の総所得金額} \\
 \times 6.59\% \\
 + \\
 (\text{イ})\times\text{被保険者数}+(\text{ウ})
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{②支援分} \\
 (\text{ア})\text{基礎控除後の総所得金額} \\
 \times 2.68\% \\
 + \\
 (\text{イ})\times\text{被保険者数}+(\text{ウ})
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{③介護分} \\
 (\text{ア})\text{基礎控除後の総所得金額} \\
 \times 2.08\% \\
 + \\
 (\text{イ})\times\text{被保険者数}+(\text{ウ})
 \end{array}
 = \text{国民健康保険税額}$$

### ◆平成29年度の通知書発送時期

- ・普通徴収／納税通知書…7月中旬(納期・納期限はP5の後期高齢者医療保険料と同じ)
- ・特別徴収／税額決定通知書…7月下旬、本徴収開始通知書…10月上旬

## 国民健康保険税の軽減・減免

### ●所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

住民税、所得税の申告に基づき世帯の所得が一定額以下の場合には、保険税が軽減されます。

### ●国民健康保険税と医療費の一部負担金の減免

東京電力福島第一原子力発電所事故にとまなう国による避難指示などの対象地域から転入された方、災害によって資産に重大な損害を受けた方、失業・病気などで所得が著しく減少した方は、保険税や医療費の一部負担金の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

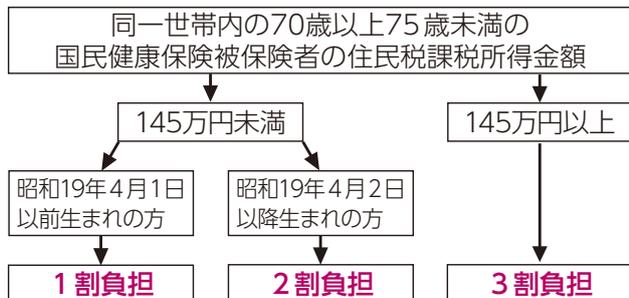
## 国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ

7月下旬に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を送付します。医療機関などにかかる際、保険証と一緒に提示することで、窓口で支払う自己負担割合が、1割・2割または3割になります。

☎国保年金課国保給付係 (☎826-1111 内線2295)

### 負担割合の判定について

負担割合は、下のよう判定されます。送付される高齢受給者証に表示してある「一部負担金の割合」をご確認ください。



◇判定が3割負担の方でも、次の条件を満たすときは、申請によって1割または2割負担になります。該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」を同封しますので、申請してください。

- ①世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が1人いて、その方の年収が383万円未満
  - ②①の方の年収が383万円以上でも、同じ世帯に75歳以上の方(後期高齢者医療被保険者)がいて、その合計年収が520万円未満
  - ③世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者が2人以上いて、その合計年収が520万円未満
- ※なお、現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日ですので、8月1日以降は自分で処分するか、国保年金課または各支所・出張所に返却してください。

### ●住民税非課税世帯の方の自己負担限度額の減額措置

住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで、1か月あたりの自己負担限度額が下がります。申請用紙は、国保年金課または各支所・出張所にあります。